

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人弥次福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬）及び第21条（役員の報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 職員としての立場を有する理事に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、報酬等を支給することができる。
- 3 評議員は無報酬とする。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の各理事の報酬総額は、各年度100万円を超えない範囲とする。

- 2 この法人の各監事の報酬総額は、各年度100万円を超えない範囲とする。
- 3 役員に対する報酬は、別記「役員及び評議員の報酬等」に基づき支給する。

### (費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。
- 3 役員及び評議員が理事会及び評議員会等に出席した際の旅費は、別記「役員及び評議員の報酬等」に基づき支給する。なお、職員としての立場を有する理事に対しては、旅費は支給しない。

### (報酬等の支給日)

第6条 役員の報酬等は、原則として翌月6日に支払うものとする。

2 退任のときは、その日までの就業に対する未払い報酬を支払う。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、小切手をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 6月 27日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

この規定は平成30年 6月 19日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

別記

## 役員及び評議員の報酬等

(1) 理事会・評議員会等出席及び監事監査報酬等

	報酬			旅費
	午前	午後	全日	
役員	無報酬			5,000 円
評議員				

(2) その他の業務に係る報酬等（研修等）

	報酬			旅費
	午前	午後	全日	
役員	無報酬			職員旅費規程による。
評議員				

(3) 常勤役員の報酬（理事長）について

常勤の役員（理事長）に月額 72,000 円を支給する。

常勤の役員とは、1 日 2 時間以上、月 18 日以上の出勤をいう。

業務内容は園内の安全点検、法人職員の職務監督等とする。

(附則)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。